

郡山市燃料電池自動車用水素供給設備新規需要創出活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における水素利活用の推進及び水素社会の実現を図るとともに、環境負荷の低減を進めるため、燃料電池自動車に燃料を供給するための水素供給設備の運営を通じて、燃料電池自動車の新規需要創出活動（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機（外部から充電する電池による駆動との併用を含む）のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 水素供給設備 市内において設置された燃料電池自動車に燃料として水素を供給する設備で、土地の上に定着しているものをいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 商用として水素供給設備を運営する者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、事業の財源の一部が国及び県が交付する補助金等であるときは、本補助金並びに国及び県が交付する補助金等の相当額（国及び県が交付する補助金等における補助対象経費が本補助金の補助対象経費以外にも係る場合、国及び県が交付する補助金等をそれぞれ国及び県が交付する補助金等における補助対象経費に対する本補助金の補助対象経費の割合に応じて按分の上算出した額）の総額が補助対象経費を超えないものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は補助事業等事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書（第3号様式）
- (2) 事業の財源の一部が国及び県が交付する補助金等であるときは、当該補助金等の交付申請書一式の写し及び交付決定の事実が確認できる採択通知等の写し（本補助金の申請時点で当該補助金等が未決定の場合は決定後速やかに提出するものとする。）

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第4号様式）とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 需要創出活動報告書（第5号様式）
- (2) 活動費用支払証拠の写し（見積書、契約書、請求書、領収書等）
- (3) 事業の財源の一部が国及び県が交付する補助金等であるときは、国及び県が交付する補助金等の実績報告書一式の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の区分	補助対象経費の例	補助金の額
事業の実施に要する経費 （消費税及び地方消費税額は除く。）	修繕費	固定資産の修理、維持管理に係る経費、設備補修費、定期点検費、性能評価費、パソコン保守料等の保守契約料、建物等の維持管理のための補修費や保守料等	予算の範囲内で定める額 （100万円を限度とする。）
	印刷費	広報活動等に使用する広報用資料等の印刷等に係る経費	

第1号様式（第5条関係）

補助事業等事業計画書

区 分		内 容			
1 事業者の概要	名称				
	代表者名				
	所在地				
	担当部署等名				
	担当者氏名				
	電 話				
	E-mail				
2 事業内容	水素供給設備名称				
	水素供給設備所在地				
	水素供給方式				
	水素供給能力				
	事業実施期間	着手予定日	年	月	日
		完了予定日	年	月	日
	新規需要創出活動の 予定				
3 その他	その他特記事項				

第2号様式（第5条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備考
自 己 資 金	円	
国 補 助 金	円	※
県 補 助 金	円	※
市 補 助 金	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※ 国及び県が交付する補助金等における補助対象経費が本補助金の補助対象経費以外にも係る場合、国及び県が交付する補助金等をそれぞれ国及び県が交付する補助金等における補助対象経費に対し本補助金の補助対象経費に応じて按分の上算出した額

2 支出の部

（単位：円）

費 目	予 算 額（税抜） ※	備考
修繕費	円	
印刷費	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※ 別表の補助対象経費に基づき、費目ごとに記載すること。

第3号様式（第5条関係）

同 意 書

年 月 日

郡山市長

申請者 所 在 地

名 称

代 表 者 名

※記名押印又は自署

（電話 — — ）

郡山市燃料電池自動車用水素供給設備新規需要創出活動補助金の交付の申請に伴い、郡山市税の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税
--

第4号様式（第8条関係）

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	決 算 額	備考
自 己 資 金	円	
国 補 助 金	円	※1
県 補 助 金	円	※1
市 補 助 金	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※ 国及び県が交付する補助金等における補助対象経費が本補助金の補助対象経費以外にも係る場合、国及び県が交付する補助金等をそれぞれ国及び県が交付する補助金等における補助対象経費に対し本補助金の補助対象経費に応じて按分の上算出した額

2 支出の部

（単位：円）

費 目	決 算 額（税抜） ※2	備考
修繕費	円	
印刷費	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※ 別表の補助対象経費に基づき、費目ごとに記載すること。

第5号様式（第8条関係）

需要創出活動報告書

区 分	内 容
水素供給設備名称	
水素供給設備所在地	
事業実施期間	着手予定日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日
運用日数（日/年間）	
水素充填台数（台/年間）	
水素充填量（kg/年間）	
新規需要創出活動の内容	
その他特記事項	